

埼玉県立大学高等教育開発センターの業務等を定める規程

平成31年4月1日

規程 第137号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第9条第2項の規定に基づき、埼玉県立大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）の業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、大学教育に関する企画開発及び評価を行い、全学的な教育の適正な実施及び教育の質向上に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、学部及び研究科に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教育課程の編成及び方針に関すること
- 二 学位の授与に関する方針に関すること
- 三 教育に関する調査及び情報の分析に関すること
- 四 教育の状況について自ら行う点検及び評価に関すること
- 五 カリキュラムの調整等に関すること
- 六 教育評価法の調査・研究に関すること
- 七 教育支援（専門職連携教育の支援を除く。）に関すること
- 八 ヒューマンケア実習室の教育環境に関すること
- 九 入学前教育・卒業後の教育に関すること
- 十 情報通信技術を活用した教育の開発・支援に関すること
- 十一 その他教育の充実に関すること

(組織・職員)

第4条 センターに、学則第17条の規定に基づく高等教育開発センター長（以下「センター長」という。）及び公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号）第20条の規定に基づく職員を置く。

(部門)

第5条 センターに、次の各号に掲げる部門を設置する。

- 一 教育調査・分析部門
- 二 教育企画部門
- 三 教育支援部門

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの業務に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。